

申告書記入ガイド

- 令和4年分 -

本ガイドは、年末調整時に提出する各種申告書を
漏れなく、間違いなく記入するためのガイドです。
申告書に記入する内容は個人の事情により異なります。
あなたが記入すべき項目を正しく把握して記入しましょう。

申告書の記入から提出までの流れ

●申告書の記入

申告書は3種類あります。申告書の種類ごとに詳細な確認項目や、記入・計算の手順などを記載してありますので、案内に従って申告書を記入してください。
以下の順序に従って記入していくことで、作業の手戻りを防ぐことができますのでご確認ください。

記入順序	申告書名	記入手順と確認方法		記載ページ
1	扶養控除等(異動)申告書 ※令和5年分を記入した後に、令和4年分の確認に進んでください。	令和5年分の記入	STEP-1 記入する必要がある項目を確認するためのチェックシート	P03
			STEP-2 「STEP-1でチェックの付いた項目」の詳細説明と記入方法の手引き	P04～P11
		令和4年分の確認	[既に記入済みの申告書]の内容を確認するための手引き	P12
2	保険料控除申告書	令和4年分の記入	STEP-1 記入する必要がある項目を確認するためのチェックシート	P13
			STEP-2 「STEP-1でチェックの付いた項目」の詳細説明と記入方法の手引き	P14～P18
3	基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書	令和4年分の記入	STEP-1 記入する必要がある項目を確認するためのチェックシート	P19
			STEP-2 「STEP-1でチェックの付いた項目」の詳細説明と記入方法の手引き	P20～P22

●申告書記入後の最終確認

申告書をすべて記入し終えたら、提出前に必ず最終確認を行ってください。
以下の項目を確認してチェック欄にレ点を付けてください。

確認事項	確認番号	チェック	確認内容	詳細確認ページ
あなたの基本情報	①	☐	記入漏れや記入間違いがない	P02
保険料控除申告書に 添付する証明書	②	☐	必要な控除証明書を添付している ※証明書の添付方法はP02をご覧ください	
扶養控除等(異動)申告書に 添付する書類 (国外に居住する家族がいる場合のみ)	③	☐	〈国外に居住する家族がいる場合〉→親族関係書類と送金関係書類を添付している ※証明書の添付方法はP02をご覧ください (国外に居住する家族がいない場合は添付書類は必要ありません)	

すべてのチェック欄にレ点が付けば完了です。申告書と添付書類をまとめて提出しましょう。(本ガイドの提出は不要です)

確認事項① あなたの基本情報

●すべての申告書に記入します。赤い文字の箇所が記入されているかどうかを確認してください。

※グレー文字の箇所は会社が記入する欄です。

令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書					
所轄税務署長等 神田 税務署長	給与の支払者の名称（氏名） ヤヨイ株式会社	（フリガナ） あなたの氏名 弥生 太郎	あなたの生年月日 明・大・令 49年 6月 20日	世帯主の氏名 弥生 太郎	扶 あなたがダブルワークをしていて、メインである勤務先とは異なる他の勤務先に扶養控除等（異動）申告書を提出している場合は○を付けてください。 記載のしかたはこちら
千代田 市区町村長	給与の支払者の法人（個人）番号 ××××××××××××××××××	あなたの個人番号 （郵便番号 101-0021） 東京都千代田区外神田4丁目14-1	あなたの続柄 本人	配偶者の有無 有 無	
	給与の支払者の所在地（住所） 東京都千代田区 ×××××	あなたの住所 又は 居所 東京都千代田区外神田4丁目14-1			

個人番号の記載は会社の指示に従ってください。

記入例は[扶養控除等（異動）申告書]です。同様に[保険料控除申告書]と[基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書]も確認してください。

確認事項② 保険料控除申告書

●添付が必要な各種保険料の控除証明書の例です。申告書の裏面に貼ってください。

各種保険料の控除証明書例（イメージ）

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

令和4年分小規模企業共済等掛金
払込証明書 確定拠出年金（個人型）

2022年（令和4年）
生命保険料控除証明書

令和4年00月00日発行

国民年金基金連合会

YAYOI生命株式会社

申告書裏面には証明書類を貼る位置が記載されていますが、必ずしもここに貼らなければならないわけではありません。
会社によっては貼る位置の指定があったり、証明書類を貼らずに別添する等の場合がありますので、会社の指示に従ってください。

申告書裏面への証明書貼付例（イメージ）

【補足】控除証明書の発行者から控除証明書等を電子データで受領された場合
国税庁の「QRコード付証明書等作成システム」で電子データをPDFに変換し、印刷したものを申告書の裏面に貼ってください。 <https://www.e-tax.nta.go.jp/cps/cps.htm>

確認事項③ 扶養控除等（異動）申告書

●添付が必要な親族関係書類と送金関係書類の例です。必要に応じて取り寄せてください。

親族関係書類の例

- ・戸籍の附票の写し
- ・旅券（パスポート）の写し
- ・外国政府または団体が発行した書類
- ・留学ビザなど相当書類

送金関係書類の例

- ・外国送金依頼書の控え
- ・クレジットカードの利用明細書

申告書裏面には添付書類を貼る位置が記載されていますが、必ずしもここに貼らなければならないわけではありません。
会社によっては貼る位置の指定があったり、添付書類を貼らずに別添する等の場合がありますので、会社の指示に従ってください。

申告書裏面への書類貼付例（イメージ）

【補足】必要書類がよくわからない場合

必要書類については扶養控除等（異動）申告書の裏面【申告についてのご注意（6）】に記載されていますのでご参照ください。

1 扶養控除等(異動)申告書の記入手順

令和5年分の「扶養控除等(異動)申告書」は、令和5年1月からの給与計算における所得税額を算出するために提出します。
それぞれの項目を確認しながら、該当する欄を確認・記入してください。

令和5年分 STEP-1 記入する必要がある項目の確認

記入が必要な項目と内容は申告する人によって異なりますので、まず以下のチェックシートで確認しましょう。
あなたの該当する項目すべてのチェック欄にレ点を付けてください。

チェック	確認内容	記入欄	詳細ページ
☐	あなたには <u>生計を一にする</u> 配偶者がいる	(A)	P04
☐	あなたには <u>生計を一にする</u> 配偶者以外の <u>16歳未満</u> の家族がいる	(D)	P05
☐	あなたには <u>生計を一にする</u> 配偶者以外の <u>16歳以上</u> の家族がいる	(B)	P06-07
☐	あなた、または家族に障害者がいる	(C)	P08-09
☐	あなたは下記のいずれかに該当する ●現在婚姻しておらず、かつ<u>生計を一にする</u>子供がいる ●配偶者の生死が不明で、かつ<u>生計を一にする</u>子供がいる ●夫との離婚後に婚姻しておらず、かつ扶養親族がいる ●夫と死別、または夫の生死が明らかでない	(C)	P10
☐	あなたは高等学校、大学、一定の要件を満たした専修学校、認定職業訓練を行う施設などの生徒である	(C)	P11

(注) 家族の年齢は、令和5年12月31日時点での見込み年齢で判断します。

令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等 給与の支払者の名称(氏名) (フリガナ) あなたの氏名 令和5年1月1日現在の住所 市区町村 区 丁目 番地 号 電話番号 有・無

税務署長等 給与の支払者の氏名(個人番号) あなたの個人番号 あなたの住所 市区町村 区 丁目 番地 号 電話番号 有・無

あなたに源泉徴収対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、高齢、ひとり親又は勤労学生にいずれにも該当しない場合には、以下の表欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日	生計を一にする事実	住所又は居所	異動月及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)				(A)		
1				□ 同居配偶等 □ その他	□ 同居配偶等 □ 学生 □ 障害者 □ 海外居住者 □ 海外留学者 □ 海外研修生 □ 海外見学者 □ 海外研修生 □ 海外見学者 □ 海外研修生 □ 海外見学者	
2				□ 同居配偶等 □ その他	□ 同居配偶等 □ 学生 □ 障害者 □ 海外居住者 □ 海外留学者 □ 海外研修生 □ 海外見学者 □ 海外研修生 □ 海外見学者 □ 海外研修生 □ 海外見学者	
3				□ 同居配偶等 □ その他	□ 同居配偶等 □ 学生 □ 障害者 □ 海外居住者 □ 海外留学者 □ 海外研修生 □ 海外見学者 □ 海外研修生 □ 海外見学者 □ 海外研修生 □ 海外見学者	
4				□ 同居配偶等 □ その他	□ 同居配偶等 □ 学生 □ 障害者 □ 海外居住者 □ 海外留学者 □ 海外研修生 □ 海外見学者 □ 海外研修生 □ 海外見学者 □ 海外研修生 □ 海外見学者	
障害者、高齢、ひとり親又は勤労学生				(B)		
1				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
2				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
3				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
4				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
5				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
6				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
7				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
8				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
9				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
10				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
11				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
12				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
13				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
14				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
15				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
16				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
17				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
18				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
19				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
20				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
21				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
22				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
23				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
24				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
25				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
26				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
27				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
28				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
29				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
30				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
31				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
32				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
33				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
34				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
35				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
36				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
37				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
38				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
39				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
40				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
41				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
42				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
43				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
44				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
45				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
46				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
47				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
48				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
49				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
50				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
51				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
52				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
53				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
54				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
55				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
56				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
57				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
58				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
59				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
60				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
61				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
62				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
63				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
64				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
65				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
66				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
67				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
68				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
69				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
70				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
71				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
72				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
73				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
74				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
75				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
76				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
77				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
78				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
79				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
80				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
81				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
82				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
83				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
84				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
85				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
86				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
87				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
88				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
89				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
90				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
91				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
92				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
93				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
94				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
95				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
96				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
97				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
98				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
99				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	
100				□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	□ 障害者 □ 高齢 □ ひとり親 □ 勤労学生	

※ 扶養親族の年齢は、令和5年12月31日時点での見込み年齢で判断します。

(*) 用語解説 生計を一にする

「あなたの収入で生活する」ことをいいます。同居しているかどうかは関係ありません。別居している場合は『生活費や学資または療養費などを送金している』ときに【生計を一にする】ものとして取り扱われます。

【生計を一にする】に該当する例



チェック欄にレ点が付いたら、それぞれの項目の詳細ページ(STEP-2)へ進みます。
項目毎に記入要件を確認しながら記入する手順を解説していますので、指示に従って申告書用紙へ記入してください。

1 扶養控除等(異動)申告書の記入手順

令和5年分 STEP-2 源泉控除対象配偶者欄の記入方法 (記入欄①)

以下のチェック欄のすべてにレ点が付いたら配偶者の情報を申告書に記入します。1つでも付かなければ記入不要です。

(注) 所得金額は令和5年の見込み額で判断してください。

チェック	確認内容
☐	あなたの所得金額は900万円以下(給与収入のみであれば年収1,095万円以下)である
☐	配偶者の所得金額は95万円以下(給与収入のみであれば年収150万円以下)である
☐	配偶者は生計を一にする家族の青色事業専従者 ^(※) として給与の支払を受けていない、白色事業専従者 ^(※) でもない

記入例

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	老人扶養親族 (昭和29.1.1以前生)	令和5年中の 所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実 (該当する場合は○印を付けてください。)	住所又は居所	異動月及び事由 (令和5年中に異動があった 場合に記載してください。 (以下同じです。))
源泉控除 対象配偶者 (注1)	ヤヨイ ハナコ 弥生 花子	あなたとの続柄 男・大 妻・平 51・12・3	特定扶養親族 (平成13.1.2生～平成17.1.1生)	850,000 円		同上	

〈所得の見積額〉欄には、令和5年の収入見積額(見込み額)から
控除額を差し引いた額を記入します。
なお、控除額は収入の種類によって異なります。

個人番号の記載は会社の指示に従ってください。

(参考) 収入の種類と控除額

収入の種類	控除額
給与(パート・アルバイトを含む)	55万円
公的年金	65歳未満 60万円 65歳以上 110万円

(例) パートの収入が年間140万円の方

140万円 - 55万円 = 85万円
(収入見積額) (控除額) (所得の見積額)

(*)
用語解説

事業専従者

確定申告を青色申告・白色申告で行う個人事業主と生計を一
している配偶者や、15歳以上の親族などの家族従業員のことを
いいます。

関連事例をご覧になりたい方は、
国税庁のHPをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/gensen/03/11.htm>

青色事業専従者である妻

検索

1 扶養控除等(異動)申告書の記入手順

令和5年分 STEP-2 16歳未満の扶養親族欄の記入方法 (記入欄①)

以下のチェック欄のすべてにレ点が付いた16歳未満の家族の情報を申告書に記入します。1つでも付かなければ記入不要です。

(注) 家族の年齢は令和5年12月31日の見込み年齢で判断してください。

(注) 所得金額は令和5年の見込み額で判断してください。

チェック	確認内容
☐	その家族の所得金額は48万円以下(給与収入のみであれば年収103万円以下)である
☐	その家族は生計を一にするほかの家族の青色事業専従者 ⁽⁹⁾ として給与の支払を受けていない、白色事業専従者 ⁽⁹⁾ でもない

記入例

平成20年1月2日以後に生まれた人を記入します。

個人番号の記載は会社の指示に従ってください。

〈所得の見積額〉欄には、令和5年の収入見積額(見込み額)から控除額を差し引いた額を記入します。

※「令和5年中の所得の見積額」には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。

〔令和5年中に退職手当等の収入が見込まれる配偶者または扶養親族がいる場合〕に記入します。

16歳未満の扶養親族(平20.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	令和5年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由
1	ヤヨイ ユウコ 弥生 裕子		子	2020.3.1	同上	0円	
2						円	

退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	令和5年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
				明大昭 平令		円	☐ 一般 ☐ 特別	

(参考) 収入の種類と控除額

収入の種類	控除額
給与(パート・アルバイトを含む)	55万円

(例) アルバイトの収入が年間80万円の方

80万円 - 55万円 = 25万円
(収入見積額) (控除額) (所得の見積額)

(*)
用語解説

事業専従者

確定申告を青色申告・白色申告で行う個人事業主と生計を一にしている配偶者や、15歳以上の親族などの家族従業員のことをいいます。

関連事例をご覧になりたい方は、
国税庁のHPをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/gensen/03/11.htm>

青色事業専従者である妻

検索

1 扶養控除等(異動)申告書の記入手順

令和5年分 STEP-2 控除対象扶養親族欄の記入方法 (記入欄②)

- ①のチェックで[控除対象扶養親族]に該当した家族の氏名等を申告書に記入します。
- ②でその家族の区分を記入してください。(注) [控除対象扶養親族]には「配偶者」を含みません。

- 1** 以下のチェック欄のすべてにレ点が付いた家族が[控除対象扶養親族]です。
- 太い赤の罫線で囲まれたエリア**に各人の氏名・続柄・生年月日と住所を記入します。
- (注) 以下のチェック欄にレ点が付かない場合、申告書への記入は不要です。

チェック	確認内容
☐	その家族の所得金額は48万円以下(給与収入のみであれば年収103万円以下)である
☐	その家族は生計を一にするほかの家族の青色事業専従者として給与の支払を受けていない、白色事業専従者でもない 「事業専従者」の用語については、P05の(*)用語解説をご覧ください。
☐	その家族は国内に住んでいる もしくは その家族は国外に住んでおり、以下のうち該当するものが一つ以上ある ●30歳未満または70歳以上である ●留学している ●障害者である ●あなたから令和5年の生活費等に充てるための支払を38万円以上受ける(予定である)

① 記入例

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		令和5年中の所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実 (該当する場合は○印を付けてください。)	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和5年中に異動があった場合に記載してください。以下同じです。)
		あなたとの続柄	生年月日				
源泉控除対象配偶者(注1)	ヤヨイ ハナコ			850,000円		同上	
主たる給与から控除を受ける 控除対象扶養親族(16歳以上)(平20.1.1以前生)	弥生 花子						
	1 ヤヨイ イチロウ	子	男・大 13・9・1	0円	☒ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☒ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	1234 Xxxxx Street,USA	
	2 ヤヨイ ジロウ	子	男・大 17・7・29	0円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払		
	3 ヤヨイ トモコ	母	男・大 25・1・15	300,000円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払		
4					☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払		

(参考) 収入の種類と控除額

収入の種類		控除額
給与(パート・アルバイトを含む)		55万円
公的年金	65歳未満	60万円
	65歳以上	110万円

(例) 65歳以上で公的年金が年間140万円の方
 140万円 - 110万円 = 30万円
 (収入見積額) (控除額) (所得の見積額)

この区分の記入方法は次のページで説明します。なお、控除額は収入の種類によって異なります。

- 1** ですべてのチェック欄にレ点が付いた方のみ **2** (次のページ)へ進みます。

1 扶養控除等(異動)申告書の記入手順

令和5年分 STEP-2 控除対象扶養親族欄の記入方法 (記入欄②)

② ①で申告書へ記入した家族の中で、以下の要件に該当する家族がいればチェック欄にレ点を付けます。併せて申告書の区分欄にもレ点を付けてください。記入箇所は**太い赤の罫線で囲まれたエリア**です。

チェック	確認内容
☐	19歳以上23歳未満(平成13年1月2日生まれ～平成17年1月1日生まれ)である→ <u>特定扶養親族</u> にレ点を付けます
☐	70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)である チェック →以下の要件の両方に該当したら同居老親等にレ点を付けます ☐ あなたや配偶者の父母、または祖父母である ☐ 同居している(老人ホーム等に入所していない)
	上記の要件のどちらか一方に該当する、またはどちらにも該当しない→ <u>その他</u> にレ点を付けます

② 記入例 該当する家族にレ点を付けます。

区 分 等	(フリガナ)氏 名	個 人 番 号		老人扶養親族 (昭和29.1.1以前生)	令和5年中の 所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実 (該当する場合は○印を付けてください。)	住 所 又 は 居 所	異動月日及び事由 (令和5年中に異動があった場合に記載してください。以下同じです。)
		あなたとの続柄	生 年 月 日	特定扶養親族 (平13.1.2生～平17.1.1生)				
源泉控除 対象配偶者 (注1)	ヤヨイ ハナコ				850,000 円		同上	
	弥生 花子		明・大 51・12・3					
控 除 対 象 扶 養 親 族 (16歳以上) (平20.1.1以前生)	ヤヨイ イチロウ			☐ 同居老親等 ☐ その他	0 円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☒ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	1234 Xxxxx Street,USA	
	1 弥生 一郎	子	明・大 13・9・1	☒ 特定扶養親族				
	ヤヨイ ジロウ			☐ 同居老親等 ☐ その他	0 円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払		
	2 弥生 二郎	子	明・大 17・7・29	☐ 特定扶養親族				
	ヤヨイ トモコ			☒ 同居老親等 ☐ その他	300,000 円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払		
	3 弥生 智子	母	明・大 25・1・15	☐ 特定扶養親族				
				☐ 同居老親等 ☐ その他		☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払		
	4		明・大 昭・平	☐ 特定扶養親族				

1 扶養控除等(異動)申告書の記入手順

令和5年分 STEP-2 障害者控除欄の記入方法 (記入欄C)

①のチェックシートの結果に従って申告書に必要事項を記入した後、該当した方のみ②③へ進みます。

(注)①のチェック欄にレ点が付かなかった場合は「障害者控除」の対象外となるため、②③への記入も不要です。

(注)所得金額は令和5年の見込み額で判断してください。

① 以下のチェック欄で、あなたや家族の中で障害者である人にレ点を付けます。
レ点の付いた項目の指示に従って申告書を記入してください。(①の記入例を参照)

チェック	確認内容
☐	(a) あなた本人が障害者である→〈本人〉列の該当する障害区分にレ点を付けます
☐	(b) 配偶者が障害者である→以下のチェック欄の両方にレ点が付いたら、〈同一生計配偶者〉列の該当する障害区分にレ点を付けます チェック ※下記のうち1つでもレ点が付かなければ「障害者控除」の対象外のため、何も記入しません。 ☐ 配偶者の所得金額は48万円以下(給与収入のみであれば年収103万円以下)である ☐ 配偶者は生計を一にする家族の青色事業専従者^(注)として給与の支払を受けていない、白色事業専従者^(注)でもない
☐	(c) 記入欄⑧の〈控除対象扶養親族〉または記入欄⑨の〈16歳未満の扶養親族〉に記入した家族が障害者である→〈扶養親族〉列の該当する障害区分にレ点を付けて、人数を記入します ※記入欄⑧⑨の箇所は右の申告書イメージを参照してください。

①の記入例 ここでは(c)にレ点をつけた場合の例を記載しています。

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	☐ 障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	☐ 寡婦	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)	異動月日及び事由
		一般の障害者				(人)	☐ ひとり親		
		特別障害者				(人)	☐ 勤労学生		
		同居特別障害者				✓(1人)		(注)1 障害者控除対象配偶者とは、所得者(令和5年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、で、令和5年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。	

①でチェック欄にレ点が付いた方のみ②③(次のページ)へ進みます。

(*)
用語解説

事業専従者

確定申告を青色申告・白色申告で行う個人事業主と生計を一にしている配偶者や、15歳以上の親族などの家族従業員のことをいいます。

関連事例をご覧になりたい方は、
国税庁のHPをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/gensen/03/11.htm>

青色事業専従者である妻

検索

1 扶養控除等(異動)申告書の記入手順

令和5年分 STEP-2 障害者控除欄の記入方法 (記入欄③)

② ①でレ点を付けた方のみ、〈障害者〉欄にレ点を付けます。(②の記入例を参照)

②の記入例

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	☒ 障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	☐ 寡婦	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)	異動月日及び事由
		一般の障害者				(人)	☐ ひとり親		
		特別障害者				(人)	☐ 勤労学生		
		同居特別障害者				(人)			

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

(注) 1 障害者控除対象配偶者とは、所得者(令和5年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。で、令和5年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。
2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

③ 〈障害者又は勤労学生の内容〉欄に必要事項を記入します。(③の記入例を参照)

記入項目は控除対象障害者の氏名・障害の等級・障害者手帳の種類・交付年月日です。

(注) 特別障害者に該当する場合は「同居の有無(同居/別居)」を追記してください。

③の記入例

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	☒ 障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	☐ 寡婦	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)	異動月日及び事由
		一般の障害者				(人)	☐ ひとり親		
		特別障害者				(人)	☐ 勤労学生		
		同居特別障害者				(人)			

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)

弥生 二郎 (同居)、身体障害者2級
身体障害者手帳、平成 XX 年 X 月 XX 日交付

(注) 1 障害者控除対象配偶者とは、所得者(令和5年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。で、令和5年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。
2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

1 扶養控除等(異動)申告書の記入手順

令和5年分 STEP-2 寡婦控除、ひとり親控除欄の記入方法 (記入欄C)

現在婚姻していない人か、配偶者の生死が明らかでない人は、ひとり親もしくは寡婦に当たるかを確認します。
性別によって受けられる控除の範囲が異なります。以下の説明を確認しながら申告書に記入してください。

あなたが男性なら、①〈ひとり親控除〉のみを確認します。

あなたが女性なら、まず①〈ひとり親控除〉を確認します。①に該当しなければ、②〈寡婦控除〉を確認してください。

1 以下のチェック欄のすべてにレ点が付いたら、申告書の〈ひとり親〉のチェック欄にレ点を付けます。(①の記入例を参照)

(注) 所得金額は令和5年の見込み額で判断してください。

※以下のチェック欄のすべてにレ点が付かなければ「ひとり親控除」の対象外のため、何も記入しません。

チェック	確認内容
☐	(a) あなたの所得金額は500万円以下(給与収入のみであれば年収6,777,778円以下)である
☐	(b) ⑥や⑦の欄に記入した家族の中に子供がいる ※記入欄⑥⑦の箇所は右の申告書イメージを参照してください。
☐	(c) 事実上の婚姻関係にある人がいない

①の記入例

障害者、寡婦、ひとり親又は C 勤労学生	☐ 障害者	区分	該当者	本人	同一生計 配偶者(注2)	扶養親族	☐ 寡婦	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。)	異動月日及び事由
		一般の障害者				(A)	☒ ひとり親		
		特別障害者				(A)	☐ 勤労学生		
		同居特別障害者				(A)			

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和5年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)*で、令和5年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。
2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)*で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

2 ①のチェック欄で(a)(c)の2つにレ点が付いた方(bには付かない)は、以下の要件を確認してください。
以下のチェック欄のどちらかにレ点が付いたら、申告書の〈寡婦〉のチェック欄にレ点を付けます。(②の記入例を参照)

※以下のチェック欄に1つもレ点が付かない方は「寡婦控除」の対象外のため、何も記入しません。

チェック	確認内容
☐	離婚歴があり、⑥の欄に記入した家族の中に <u>子供以外</u> がいる ※記入欄⑥の箇所は右の申告書イメージを参照してください。
☐	夫と死別、または夫の生死が明らかでない

②の記入例

障害者、寡婦、ひとり親又は C 勤労学生	☐ 障害者	区分	該当者	本人	同一生計 配偶者(注2)	扶養親族	☒ 寡婦	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。)	異動月日及び事由
		一般の障害者				(A)	☐ ひとり親		
		特別障害者				(A)	☐ 勤労学生		
		同居特別障害者				(A)			

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和5年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)*で、令和5年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。
2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)*で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

(*) 用語解説 事実上の婚姻関係

婚姻届を提出しておらず、事実上の夫婦関係のことをいいます。
住民票の続柄欄に、事実婚(内縁)であることを表す「妻(未届)」「夫(未届)」等が記載されている場合等が該当します。

1 扶養控除等(異動)申告書の記入手順

令和5年分 STEP-2 勤労学生控除欄の記入方法 (記入欄③)

以下のチェック欄のすべてにレ点が付いたら、申告書の〈勤労学生〉のチェック欄にレ点を付けます。

(注) 所得金額は令和5年の見込み額で判断してください。

※以下のチェック欄の両方にレ点が付かなければ「勤労学生控除」の対象外のため、何も記入しません。

チェック	確認内容
☐	アルバイトなどの勤労による所得金額は75万円以下(給与収入のみであれば年収130万円以下)である
☐	アルバイトなどの勤労以外の所得(例:家賃収入や株の売買で得た所得など)が10万円以下である

記入例

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生 C	☐ 障害者	該当者 区分 一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	☐ 寡婦 ☐ ひとり親 ☒ 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。) 学校名:〇〇大学 所得の種類:給与所得(アルバイト) 入学年月日:令和2年4月5日 所得見積額:350,000円	異動月及び事由
	上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。						(注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和5年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。	

1 扶養控除等(異動)申告書の記入手順

令和4年分の確認と修正 記入済み内容の全体確認 (すべての記入欄を確認します)

令和4年分の「扶養控除等(異動)申告書」は、令和4年の支給を受けるために既に記入済みです。変更が無ければ修正の必要はありませんが、家族の異動や現況が変化している場合は修正が必要です。

家族の異動や現況の変化による修正

記入済みの内容を確認して、状況が変わっている場合は修正します。
修正が必要な主なケースを以下に例示しますので参考にしてください。

(注) 扶養親族が本年中に亡くなった場合は修正不要です。(今年まで扶養親族となります)

確認時のチェックポイント

■所得の見積額

令和4年の見積額(未払分がある場合はそれを含めた見込み額)をもとに判断します。

■家族の現況(同居の状況や年齢等)

令和4年12月31日時点の見込み状況により判断します。

修正が必要になるケースの主な例

- あなたや配偶者、扶養親族の所得金額が年初の見積額と異なった(修正例の**(a)**)
- 非居住者である家族へ送金した(修正例の**(b)**)
- 出生、婚姻、就職、退職などによる扶養親族の増減や住所の変更があった(修正例の**(c)**)
- 本年中にあなたや家族が障害者に認定された、もしくは障害区分が変更になった(修正例の**(d)**)
- 離婚・婚姻に伴って、寡婦・ひとり親の該当・非該当が変更になった
該当する……レ点を付けます。
該当しない…レ点を二重線で消します。

修正例

以下は一般的な例です。
会社から指示がある場合はそちらに従ってください。

(a) 収入金額の変更: 300,000円 (350,000円) へ変更

(b) 家族関係書類と送金関係書類は申告書と一緒に提出してください。

(c) 扶養親族の増減や住所の変更: 弥生 陽子 (15歳) の住所が 1234 Xxxxx Street,USA へ変更

(d) 障害者又は勤労学生の内容: 弥生 二郎 (同居) の障害区分が 3級2級 へ変更

STEP-1 記入する必要のある項目の確認

チェック	確認内容	記入欄	詳細ページ
☐	生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料を支払った	㊦	P14
☐	地震保険料、旧長期損害保険料を支払った	㊧	P15
☐	国民年金や国民年金基金を支払った	㊨	P16
☐	国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料を支払った	㊩	P17
☐	以下の掛金を支払った ●小規模企業共済 ●企業型DC(企業型確定拠出年金) ●iDeCo(個人型確定拠出年金) ●心身障害者扶養共済掛金	㊪	P18

令和 4 年 分 給 与 所 得 者 の 保 険 料 控 除 申 告 書

所得税課税資料 給与の支払者の 名称（氏名） 給与の支払者の 法人番号 給与の支払者の 所在地（住所）	給与の支払者である法人の名称又は個人を称するべき組織でなければならぬ。 あなたの住所 又 は 居 所	（フリガナ） あなたの氏名 あなたの住所 又 は 居 所
---	--	---

印刷したものをここに貼る

保

保険会社等 の種類	保険等の 種別	保険契約者の 氏名	保険金等の 受取人 の氏名	区分	給付額	給付の 内容
一般の 生命 保険 料	A	新・旧	(a)	①	円	給付の 内容
		新・旧	(a)	②	円	
		新・旧	(a)	③	円	
		新・旧	(a)	④	円	
		新・旧	(a)	⑤	円	
がんの 医療保険 料	B	新・旧	(a)	①	円	給付の 内容
		新・旧	(a)	②	円	
		新・旧	(a)	③	円	
		新・旧	(a)	④	円	
		新・旧	(a)	⑤	円	
がんの 医療保険 料	C	新・旧	(a)	①	円	給付の 内容
		新・旧	(a)	②	円	
		新・旧	(a)	③	円	
		新・旧	(a)	④	円	
		新・旧	(a)	⑤	円	
がんの 医療保険 料	D	新・旧	(a)	①	円	給付の 内容
		新・旧	(a)	②	円	
		新・旧	(a)	③	円	
		新・旧	(a)	④	円	
		新・旧	(a)	⑤	円	
がんの 医療保険 料	E	新・旧	(a)	①	円	給付の 内容
		新・旧	(a)	②	円	
		新・旧	(a)	③	円	
		新・旧	(a)	④	円	
		新・旧	(a)	⑤	円	

保 険 会 社 等 の 名 称	保 険 等 の 種 別	保 険 約 束 の 目 的	保 険 金 の 額	保 険 料 の 額	保 険 料 の 控 除 額		
地 域 保 険 料	A	①	円	円	円		
						②	円
						③	円
						④	円
						⑤	円
料 料	B	①	円	円	円		
						②	円
						③	円
						④	円
						⑤	円
給 付 金	C	①	円	円	円		
						②	円
						③	円
						④	円
						⑤	円

保 険 会 社 等 の 名 称	保 険 等 の 種 別	保 険 約 束 の 目 的	保 険 金 の 額	保 険 料 の 額	保 険 料 の 控 除 額		
地 域 保 険 料	A	①	円	円	円		
						②	円
						③	円
						④	円
						⑤	円
料 料	B	①	円	円	円		
						②	円
						③	円
						④	円
						⑤	円
給 付 金	C	①	円	円	円		
						②	円
						③	円
						④	円
						⑤	円

保 険 会 社 等 の 名 称	保 険 等 の 種 別	保 険 約 束 の 目 的	保 険 金 の 額	保 険 料 の 額	保 険 料 の 控 除 額		
地 域 保 険 料	A	①	円	円	円		
						②	円
						③	円
						④	円
						⑤	円
料 料	B	①	円	円	円		
						②	円
						③	円
						④	円
						⑤	円
給 付 金	C	①	円	円	円		
						②	円
						③	円
						④	円
						⑤	円

保 険 会 社 等 の 名 称	保 険 等 の 種 別	保 険 約 束 の 目 的	保 険 金 の 額	保 険 料 の 額	保 険 料 の 控 除 額		
地 域 保 険 料	A	①	円	円	円		
						②	円
						③	円
						④	円
						⑤	円
料 料	B	①	円				

チェック欄にレ点が付いたら、それぞれの項目の詳細ページ(STEP-2)へ進みます。

項目毎に記入要件を確認しながら記入する手順を解説していますので、指示に従って申告書用紙に記入してください。

2 保険料控除申告書の記入手順

STEP-2 生命保険料控除の記入方法 (記入欄A)

あなたが本年中に支払った保険料のうち、以下のチェック欄にレ点の付いた証明書の支払内容と控除額を申告書に記入してください。

チェック	確認内容
☐	その証明書の保険の受取人は、あなたや家族(配偶者を含む)である

記入例 記入する内容や金額は保険会社から届いた控除証明書で確認してください。保険の内容ごとに明細を記入し、それぞれの保険の控除額を計算して記入します。計算には保険会社のサポートツールを活用すると便利です。

〈保険会社等の名称〉は略称での表記も可能です。

〈保険等の種類〉は控除証明書で確認してください。(イメージ図参照)

〈新・旧の区分〉は控除証明書で確認してください。(イメージ図参照)

12月までの支払予定額を記入します。
(証明書発行時点までに納めた金額ではありません)

会社が使用する欄のため、記入の必要はありません。

保険の内容によって記入する欄が3つに分かれています。

一般の生命保険料

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間(年)	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認
〇〇生命	養老	10年	弥生 太郎	弥生 花子 妻	新	(a) 63,000 円	
△△生命	養老	10年	弥生 花子	弥生 太郎 本人	新	(a) 63,000 円	
					新・旧	(a)	
					新・旧	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A 63,000 円	Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等専用)に当てはめて計算した金額		①	(最高40,000円) 35,750 円	計(①+②) ③
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B 63,000 円	Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等専用)に当てはめて計算した金額		②	(最高50,000円) 40,750 円	②と③のいずれか大きい金額 ④
							40,750 円
□□生命	介護	10年	弥生 太郎	弥生 花子 妻		(a) 73,000 円	
						(a)	
						(a)	
(a)の金額の合計額		C 73,000 円	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等専用)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高40,000円) 38,250 円	
◇◇生命	年金	30年	弥生 太郎	弥生 太郎 本人	新	(a) 24,000 円	
◇◇生命	年金	30年	弥生 花子	弥生 花子 妻	新	(a) 145,000 円	
					新・旧	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D 24,000 円	Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等専用)に当てはめて計算した金額		④	(最高40,000円) 22,000 円	計(④+⑤) ⑥
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E 145,000 円	Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等専用)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高50,000円) 50,000 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額 ⑦
							50,000 円

計算式Ⅰ(新保険料等専用)※
A、C又はDの金額 控除額の計算式
20,000円以下 A、C又はDの金額
20,001円から40,000円まで (A、C又はD)×1/2+10,000円
40,001円から80,000円まで (A、C又はD)×1/4+20,000円
80,001円以上 一律に40,000円

計算式Ⅱ(旧保険料等専用)※
B又はEの金額 控除額の計算式
25,000円以下 B又はEの金額
25,001円から50,000円まで (B又はE)×1/2+12,500円
50,001円から100,000円まで (B又はE)×1/4+25,000円
100,001円以上 一律に50,000円

生命保険料控除額 計(⑦+⑧+⑨) (最高120,000円) 120,000 円

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

令和4年(2022年) 給与所得者の保険料控除申告書

生命保険料控除証明書(イメージ図)

適用制度 新制度

保険の種類 養老

保険の内容 保険料(一般) 63,000円
保険料(介護医療) ****

生命保険料控除証明書(イメージ図)

適用制度 新制度

保険の種類 養老

保険の内容 保険料(一般) 63,000円
保険料(介護医療) ****

(注)控除証明書のフォームは保険会社やご契約の保険種類等によって異なります。

便利です

控除額の計算には
保険会社の
サポートツールを
利用しましょう。

どこの保険会社のサポートツールでも計算結果は同じです。

生命保険料控除額計算サポートツール 検索

2 保険料控除申告書の記入手順

STEP-2 地震保険料控除の記入方法 (記入欄 ②)

あなたが本年中に支払った保険料のうち、以下のチェック欄にレ点の付いた証明書の支払内容と控除額を申告書に記入してください。

チェック	確認内容
☐	その証明書の保険の対象は、あなたや生計を一にする家族が所有している家屋や家財である

記入例 記入する内容や金額は保険会社から届いた控除証明書で確認してください。

〈保険会社等の名称〉は略称での表記も可能です。

控除証明書に書かれている人の名前を記入します。

会社が使用する欄のため、記入の必要はありません。

12月までの支払予定額を記入します。
(控除証明書発行時点までに納めた金額ではありません)

支払った保険料をもとに、保険料の控除額を算出して記入します。

家に住んでいる人・家財を利用している人の名前を記入します。(通常は契約者の氏名)

保 険 会 社 等 の 名 称	保 険 等 の 種 類 (目的)	保 険 期 間	保 険 等 の 対 象 と な っ た 家 屋 等 に 居 住 又 は 家 財 を 利 用 し て い る 者 等 の 氏 名	保 険 等 の 対 象 と な っ た 家 屋 等 に 居 住 又 は 家 財 を 利 用 し て い る 者 等 の 氏 名	地 震 保 険 料 又 は 旧 長 期 損 害 保 険 料 分	あなたが本年中に支払った 保険料等のうち、左欄の区分 に係る金額 (分配を受けた剰 余金等の控除後の金額)	給 与 の 支 払 者 の 確 認
○◇火災	地震(建物)	5年	弥生 太郎	本人	地震 ・ 旧長期	17,295	円
					地震 ・ 旧長期		
①のうち地震保険料の金額の合計額						② 17,295	円
①のうち旧長期損害保険料の金額の合計額						③	円
②の金額 (最高50,000円) 17,295 円 + ③の金額 (③の金額が10,000円を超える場合は、③ × 1/2 + 5,000 円) ※ (最高15,000円)						=	(最高50,000円) 17,295 円

令和4年分 給与所得者の保険料控除申告書

②

2 保険料控除申告書の記入手順

STEP-2 社会保険料控除（国民年金・国民年金基金）の記入方法（記入欄C）

あなたが本年中に支払った保険料のうち、以下のチェック欄にレ点の付いた証明書の支払内容と控除額を申告書に記入してください。

チェック	確認内容
☐	その証明書の保険料を負担することになっている人は、あなたやあなたの家族である

記入例 記入する内容や金額は日本年金機構や全国国民年金基金から届いた控除証明書で確認してください。

社会 保 険 料 控 除	社会保険 の 種 類	保険料支払先 の 名 称	保険料を負担することになっている人		あなたが本年中に支 払った保険料の金額
			氏 名	あなたとの続柄	
	●国民年金	日本年金機構	●弥生 太郎	本人	32,820 円
	国民年金	日本年金機構	弥生 一郎	子	198,090
	合 計（控除額）				230,910 円

「国民年金」「国民年金基金」と記入します。

保険料を負担することになっている人（あなたや家族）の名前を記入します。

控除証明書に記載されている合計額（納付済額+年末までの見込み額）を記入します。

補足説明

記入する行が足りない場合

記入する行が足りない場合は、保険料控除申告書をもう一枚用意して記入するか、または別紙に記入して添付します。会社によって異なる場合があるので指示に従ってください。

2 保険料控除申告書の記入手順

STEP-2 社会保険料控除 (国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療制度の保険料)の記入方法 (記入欄 ㉔)

あなたが本年中に支払った保険料のうち、以下のチェック欄すべてにレ点の付いた保険料の支払内容を申告書に記入してください。

チェック	確認内容
☐	保険料を負担することになっている人は、あなたやあなたの家族である
☐	支払方法は給与天引きではない

記入例 記入する内容や金額は、市区町村から届く通知書(納付書)や領収書、振替口座の通帳を確認してください。

社会 保 険 料 控 除	社会保険 の 種 類	保 険 料 支 払 先 の 名 称	保 険 料 を 負 担 す る こ と に な っ て い る 人		あなたが本年中に支 払った保険料の金額
			氏 名	あなたとの続柄	
	国民健康保険	千代田区	弥生 太郎	本人	42,870 円
合 計 (控 除 額)					42,870 円

支払先には市区町村名を記入します。

自分で支払額を計算して記入します。

補足説明

記入する行が足りない場合

記入する行が足りない場合は、保険料控除申告書をもう一枚用意して記入するか、または別紙に記入して添付します。会社によって異なる場合があるので指示に従ってください。

2 保険料控除申告書の記入手順

STEP-2 小規模企業共済等掛金控除の記入方法（記入欄④）

あなたが本年中に支払った掛金のうち、以下のチェック欄にレ点の付いた証明書の金額を申告書に記入してください。

チェック	確認内容
☐	加入者はあなたである
☐	支払方法は給与天引きではない

記入例 記入する内容や金額は、掛金の支払先から届いた証明書で確認してください。

小規模企業共済等掛金控除	種 類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	360,000 円
	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
	確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	120,000
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	116,000
	合 計（控除額）	596,000 円

この申告書は、あなたが基礎控除や配偶者控除、所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記入します。
あなたや配偶者の令和4年の所得見積額（未払分がある場合はそれを含めた見込み額）をもとに確認、記入してください。

STEP-1 記入する必要のある項目の確認

申告する人によって異なりますので、まず以下のチェックシートで確認しましょう。
あなたの該当する項目すべてのチェック欄にレ点を付けてください。

【申告書記入にあたって】

この申告書の記入手順は、アルバイトやパートを含む給与のみの所得の場合で記載しています。
給与以外の所得がある方は、別途、記載や計算が必要となります。申告書裏面や国税庁HPの説明を併せてご参照の上でご記入ください。

チェック	確認内容	記入欄	詳細ページ
☐	(注) あなたの合計所得金額（見積額）は 655万円超（給与収入のみであれば年収850万円超）である	A	P20
☐	(注) あなたの合計所得金額（見積額）は2,500万円以下である ※ 給与の収入が2,000万円以下の場合に限りです。 給与の収入が2,000万円を超える場合は年末調整の対象外です。	B	P21
☐	(注) あなたと配偶者の合計所得金額（見積額）が以下の両方に該当する (注) ●あなたの合計所得金額（見積額）は 1,000万円以下（給与収入のみであれば年収1,195万円以下）である (注) ●配偶者の合計所得金額（見積額）は 133万円以下（給与収入のみであれば年収2,015,999円以下）である	C	P22

(注) 所得の見積額は令和4年の見込み額をもとに判断します。

チェック欄にレ点が付いたら、それぞれの項目の詳細ページ(STEP-2)へ進みます。
項目毎に記入要件を確認しながら記入する手順を解説していますので、指示に従って申告書用紙に記入してください。

令和4年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

基礎控除申告書
あなたの氏名
フリガナ
あなたの住所
あなたの生年月日
あなたの配偶者の氏名
あなたの配偶者の住所
あなたの配偶者の生年月日

基礎控除申告書
あなたの氏名
フリガナ
あなたの住所
あなたの生年月日
あなたの配偶者の氏名
あなたの配偶者の住所
あなたの配偶者の生年月日

基礎控除申告書
あなたの氏名
フリガナ
あなたの住所
あなたの生年月日
あなたの配偶者の氏名
あなたの配偶者の住所
あなたの配偶者の生年月日

基礎控除申告書
あなたの氏名
フリガナ
あなたの住所
あなたの生年月日
あなたの配偶者の氏名
あなたの配偶者の住所
あなたの配偶者の生年月日

基礎控除申告書
あなたの氏名
フリガナ
あなたの住所
あなたの生年月日
あなたの配偶者の氏名
あなたの配偶者の住所
あなたの配偶者の生年月日

基礎控除申告書
あなたの氏名
フリガナ
あなたの住所
あなたの生年月日
あなたの配偶者の氏名
あなたの配偶者の住所
あなたの配偶者の生年月日

基礎控除申告書
あなたの氏名
フリガナ
あなたの住所
あなたの生年月日
あなたの配偶者の氏名
あなたの配偶者の住所
あなたの配偶者の生年月日

基礎控除申告書
あなたの氏名
フリガナ
あなたの住所
あなたの生年月日
あなたの配偶者の氏名
あなたの配偶者の住所
あなたの配偶者の生年月日

基礎控除申告書
あなたの氏名
フリガナ
あなたの住所
あなたの生年月日
あなたの配偶者の氏名
あなたの配偶者の住所
あなたの配偶者の生年月日

基礎控除申告書
あなたの氏名
フリガナ
あなたの住所
あなたの生年月日
あなたの配偶者の氏名
あなたの配偶者の住所
あなたの配偶者の生年月日

基礎控除申告書
あなたの氏名
フリガナ
あなたの住所
あなたの生年月日
あなたの配偶者の氏名
あなたの配偶者の住所
あなたの配偶者の生年月日

基礎控除申告書
あなたの氏名
フリガナ
あなたの住所
あなたの生年月日
あなたの配偶者の氏名
あなたの配偶者の住所
あなたの配偶者の生年月日

基礎控除申告書
あなたの氏名
フリガナ
あなたの住所
あなたの生年月日
あなたの配偶者の氏名
あなたの配偶者の住所
あなたの配偶者の生年月日

基礎控除申告書
あなたの氏名
フリガナ
あなたの住所
あなたの生年月日
あなたの配偶者の氏名
あなたの配偶者の住所
あなたの配偶者の生年月日

基礎控除申告書
あなたの氏名
フリガナ
あなたの住所
あなたの生年月日
あなたの配偶者の氏名
あなたの配偶者の住所
あなたの配偶者の生年月日

基礎控除申告書
あなたの氏名
フリガナ
あなたの住所
あなたの生年月日
あなたの配偶者の氏名
あなたの配偶者の住所
あなたの配偶者の生年月日

3 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書の記入手順

STEP-2 所得金額調整控除の記入方法 (記入欄①)

あなたが所得金額調整控除の適用対象かどうかを確認します。

対象であれば、申告書に必要事項を記入して、所得金額調整控除の額を計算してください。

項目①

〈要件〉に該当したらレ点を付けてください。(適用対象となります)

(注) 2つ以上に該当する場合は、いずれか1つにレ点を付けます。

なお、どの要件を選んでも控除額は同じです。

(注) いずれにも該当しなければ適用対象外です。

項目②

項目①でレ点を付けた要件の記載事項(緑枠内)を確認し、指示の通りに☆扶養親族等と★特別障害者の項目を記入します。

記入例 (適用対象の方のみ)

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。

- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当者について記載してください(該当者が複数人いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません)。
- 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

1 要件	☐ あなた自身が特別障害者	(右の★欄のみを記載)	☆ 扶 養 親 族 等	2 (フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	★ 特 別 障 害 者	特別障害者に該当する事実 (裏面「3-2(4)」を参照)
	☐ 同一生計配偶者(注)が特別障害者	(右の☆欄及び★欄を記載)						
	☐ 扶養親族が特別障害者	(右の☆欄及び★欄を記載)						
	☒ 扶養親族が年齢23歳未満(平12.1.2以後生)	(右の☆欄のみを記載)						
	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	あなたと左記の者の合計 あなたとの続柄 所得金額(見積額)						
	弥生 裕子	同上	子	0	円			

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

【所得金額調整控除額の計算】

所得金額調整控除申告書の記入ができれば、所得金額調整控除額を計算します。

所得金額調整控除額の計算式 = (給与の収入金額(見積額) - 850万円) × 10%
給与年収のことです。
1,000万円を超える場合には「1,000万円」で計算します。

【計算例】 給与の収入金額が「900万円」の場合
(900万円 - 850万円) × 10% = 5万円

(注) ご自身で計算いただいた所得金額調整控除額は、申告書に記入しません。

[基礎控除申告書] (記入欄⑥、本ガイド21ページ記載)の所得欄を記入する際に使用します。

【あなたの調整控除額を計算してみましょう】

(あなたの給与年収)
(- 850万円) × 10% = (あなたの調整控除額)
1,000万円を超える場合には「1,000万円」と記入します。

令和4年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

基礎・配・所

※ 扶養親族の所得控除額を計算する場合は、扶養親族の所得金額(見積額)を記入してください。

※ 所得金額調整控除申告書 ※ 所得金額調整控除の適用を受ける場合は、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する必要があります。

※ 所得金額調整控除申告書 ※ 所得金額調整控除の適用を受ける場合は、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する必要があります。

3 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書の記入手順

STEP-2 基礎控除申告書の記入方法 (記入欄③)

あなたの令和4年中の合計所得金額の見積額から基礎控除額を計算します。
番号順に進み、指示に従って申告書の各項目へ該当する金額を記入してください。

記入例

項目① [収入金額]

あなたの令和4年の給与年収(見積額)を記入します。

項目② [所得金額]

項目①に記入した額をもとに、所得金額(見積額)を記入します。所得金額(見積額)は申告書裏面の「4(1)」の【給与所得の金額の計算】の表で計算します。

【所得金額調整控除申告書を記入した方のみ】

①をもとに算出した②の額から、「所得金額調整控除額(P20に記載)」を差し引いてください。

項目③ [あなたの本年中の合計所得金額の見積額]

給与収入のみであれば項目②の金額をそのまま記入します。
それ以外の所得がある人は合計額を記入します。

項目④ [控除額の判定]

項目③に記入した金額が含まれる判定欄(緑枠内)にレ点を付けます。

項目⑤ [基礎控除の額]

項目④でレ点を付けた判定欄の基礎控除の額(赤枠内)を記入します。(この記入例では48万円です)

項目⑥ [区分I]

項目④でレ点を付けた判定欄(黄枠内)に(A) (B) (C)の記載があれば、そのアルファベットを記入します。
記載がなければ何も記入しません。

この記入例では(A)となります。

区分は次ページ(P22)の配偶者控除等申告書を記入するときに使用します。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	① 6,435,000 円	(裏面「4(1)」を参照) ② 4,705,600 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		(裏面「4(2)」を参照)
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		③ 4,705,600 円

○ 控除額の計算

判	☒ 900万円以下	(A)	48万円
	☐ 900万円超 950万円以下	(B)	
	☐ 950万円超 1,000万円以下	(C)	
定	☐ 1,000万円超 2,400万円以下		32万円
	☐ 2,400万円超 2,450万円以下		16万円
	☐ 2,450万円超 2,500万円以下		

区分I
⑥ A (左のA~Cを記載)
基礎控除の額
⑤ 480,000 円

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

用語説明

〈給与所得以外の所得〉の種類

事業所得・雑所得・配当所得・不動産所得

退職所得・譲渡所得・山林所得・一時所得・利子所得

便利
です

所得金額の計算には
〈所得金額計算ツール〉の
利用がおすすめです。

〈所得金額計算ツール〉を利用すると、
①の収入金額を入力するだけで
②の所得金額を自動で計算できます。

PCやスマホをお持ちの方は
ぜひご利用ください。

<https://www.yayoi-kk.co.jp/rd/nen25>



STEP-2 配偶者控除等申告書の記入方法 (記入欄③)

あなたと配偶者の令和4年中の合計所得金額の見積額から配偶者（特別）控除額を計算します。番号順に進み、指示に従って申告書の各項目へ該当する金額を記入してください。

記入例

◆ **給与と所得者の配偶者控除等申告書** ◆

○ 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。

○ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

(フリガナ)
配偶者の氏名
ヤヨイ ハナコ
弥生 花子

配偶者の生年月日
男・大
昭和 51 年 12 月 3 日

あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所
同上

配偶者の生計を一にする事実
非居住者

○ **配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算**

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与と所得	1,030,000 円	480,000 円
(2) 給与と所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①と②の合計額)		* 480,000 円

判定
☐ 48万円以下かつ年齢70歳以上 (①)
☐ (昭和28.1.1以前生)「老人控除対象配偶者に該当」 (①)
☒ 48万円以下かつ年齢70歳未満 (②)
☐ 48万円超95万円以下 (③)
☐ 95万円超133万円以下 (④)

配偶者控除
配偶者特別控除

区分Ⅱ ② (上の①～④を記載)

○ **控除額の計算**

区分Ⅱ

	①	②	③	④ (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①と②の合計額)」*(円の金額))	配偶者控除の額						
区分Ⅰ	A 48万円	B 32万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
配偶者特別控除	C 16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円

【控除額の計算】は以下の拡大図をご覧ください。

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

「控除額の計算」記入例 「区分Ⅰ」と「区分Ⅱ」が判定できたら、控除額と種類を確認して記入します。

区 分 II												
	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」((1)と(2)の合計額))(*印の金額))								
				95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下	
区分 I	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
摘要		配偶者控除			配偶者特別控除							

項目① [配偶者の情報]

緑枠内に配偶者の情報を記入します。

項目②「収入金額」

配偶者の令和4年の給与年収(見積額)を記入します。

項目③ [所得金額]

項目②に記入した額をもとに、所得金額(見積額)を記入します。所得金額(見積額)は申告書裏面の「4(1)」の【給与所得の金額の計算】の表で計算します。

項目④「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」

給与収入のみであれば項目③の金額をそのまま記入します。それ以外の所得がある人は合計額を記入します。
この記入例では〈48万円〉です

項目⑤ [判定]

項目④に記入した金額と配偶者の年齢をもとに、該当する判定欄(赤枠内)にレ点を付けます。

項目⑥ [区分Ⅱ]

項目⑤でレ点を付けた判定欄の丸数字(紫枠)を記入します。

この記入例では②となります

[illegible]

便利
です

所得金額の計算には
〈所得金額計算ツール〉の
利用がおすすめです。

〈所得金額計算ツール〉を利用すると、
②の収入金額を入力するだけで
③の所得金額を自動で計算できます。

PCやスマホをお持ちの方は
ぜひご利用ください。

<https://www.yavoi-kk.co.jp/rd/nen25>



項目①「控除額の確認」 この記入例では〈38万円〉です

「区分Ⅰ」と「区分Ⅱ」が重なる部分(オレンジ枠内)の金額(控除額)を確認します。

項目② [摘要] この記入例では〈配偶者控除〉となります

項目①で確認した控除額の下にある「摘要」で控除の種類を確認します。

項目③「控除額」 この記入例では「配偶者控除の額」欄へ記入となります

項目①で確認した控除額を、項目②で確認した同じ種類の控除枠に記入します。

申告書の記入は以上で終わりです。

お疲れさまでした。
最後に01ページの
「●申告書記入後の最終確認」に戻って
提出前のチェックを行いましょう。